

# 福岡県公報

平成25年12月10日  
第3555号

## 目次

### 告示(第1840号-第1856号)

○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 1
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 1
○公共測量の実施	(県土整備総務課) …………… 2
○公共測量の実施	(県土整備総務課) …………… 2
○公共測量の実施	(県土整備総務課) …………… 2
○公共測量の実施	(県土整備総務課) …………… 2
○公共測量の実施	(県土整備総務課) …………… 2
○公共測量の実施	(県土整備総務課) …………… 3
○公共測量の実施	(県土整備総務課) …………… 3
○公共測量の実施	(県土整備総務課) …………… 3
○公共測量の実施	(県土整備総務課) …………… 3
○公共測量の実施	(県土整備総務課) …………… 4
○公共測量の実施	(県土整備総務課) …………… 4
○公共測量の終了	(県土整備総務課) …………… 4
○公共測量の終了	(県土整備総務課) …………… 4
○公共測量の終了	(県土整備総務課) …………… 4

### 公告

○一級建築士事務所の監督処分について	(建築指導課) …………… 5
--------------------	-----------------

### 公安委員会

○運転免許の効力の停止等の処分量定基準の一部改正	
--------------------------	--

(警察本部運転免許管理課) …………… 5	
○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に対する講習会)の開催	(警察本部生活保安課) …………… 6
○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)の開催	(警察本部生活保安課) …………… 6
○猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催	(警察本部生活保安課) …………… 7

## 告示

### 福岡県告示第1840号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成25年12月10日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
大牟田市岬町6番22
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
大牟田市有明町二丁目3番地  
大牟田市長 古賀 道雄

### 福岡県告示第1841号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成25年12月10日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
糟屋郡久山町大字山田字伏谷1477番3及び1477番6から1477番8まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
糟屋郡久山町大字山田1472-2  
阿部 祐樹

**福岡県告示第1842号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、八女市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成25年12月10日

福岡県知事 小川 洋

## 1 測量の種類

公共測量（デジタル撮影、同時調整、写真地図作成）

## 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
八女市全域	平成25年10月11日から 平成26年3月31日まで

**福岡県告示第1843号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、広川町長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成25年12月10日

福岡県知事 小川 洋

## 1 測量の種類

公共測量（デジタル撮影、同時調整、写真地図作成）

## 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
八女郡広川町全域	平成25年10月11日から 平成26年3月31日まで

**福岡県告示第1844号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に

より、福岡市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成25年12月10日

福岡県知事 小川 洋

## 1 測量の種類

公共測量（基準点測量、水準測量）

## 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
福岡市中央区域内	平成25年11月2日から 平成25年11月15日まで

**福岡県告示第1845号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局福岡国道事務所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成25年12月10日

福岡県知事 小川 洋

## 1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）

## 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
筑後市羽犬塚地区	平成25年11月7日から 平成25年11月30日まで

**福岡県告示第1846号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、八女市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成25年12月10日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（空中写真測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
八女市都市計画区域及び準都市計画区域	平成25年9月26日から 平成26年3月14日まで

#### 福岡県告示第1847号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成25年12月10日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市小倉南区	平成25年10月17日から 平成26年3月31日まで

#### 福岡県告示第1848号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局遠賀川河川事務所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成25年12月10日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
田川郡福智町	平成25年10月19日から 平成26年2月28日まで

#### 福岡県告示第1849号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成25年12月10日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市小倉南区沼本町2丁目ほか	平成25年10月10日から 平成26年1月20日まで

#### 福岡県告示第1850号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、粕屋町長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成25年12月10日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（基準点測量、地形測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
糟屋郡粕屋町大字酒殿の一部地域	平成25年12月9日から 平成26年12月26日まで

### 福岡県告示第1851号

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成25年12月10日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（3級基準点測量、3級水準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
遠賀郡芦屋町	平成25年11月8日から 平成26年2月28日まで

### 福岡県告示第1852号

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成25年12月10日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
築上郡築上町東八田地区	平成25年11月8日から 平成26年3月24日まで

### 福岡県告示第1853号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成25年12月10日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（用地測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市小倉南区	平成25年11月6日

### 福岡県告示第1854号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により古賀市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成25年12月10日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
古賀市の一部	平成25年11月12日

### 福岡県告示第1855号

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成25年12月10日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
田川市大字弓削田地内	平成25年10月24日

**福岡県告示第1856号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成25年12月10日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年12月10日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	飯江線 長田	みやま市瀬高町本吉54番1先から みやま市瀬高町大草1006番3先まで

**公 告****公告**

建築士法（昭和25年法律第202号）第26条第2項の規定に基づき、建築士事務所の閉鎖を命じたので、同条第4項において準用する同法第10条第5項の規定により公告する。

平成25年12月10日

福岡県知事 小川 洋

- 1 処分をした年月日

平成25年11月13日

- 2 処分を受けた建築士事務所の名称等

名称	所在地	開設者の氏名	登録番号等
一級建築士事務所株式会社 n - s p a c e 建築	福岡市博多区博多駅東1-9-11	瓜生 隆幸	一級建築士事務所 福岡県知事登録 第1-12623号

- 3 処分の内容

平成25年11月14日から建築士事務所の閉鎖1月

- 4 処分の原因となった事実

一級建築士事務所株式会社 n - s p a c e 建築の開設者である瓜生隆幸は、一級建築士免許証を偽造し、虚偽の事実に基づく変更届を提出して、自らを所属建築士として登録した。また、開設者の瓜生隆幸は、自らが建築士であると偽り、一級建築士事務所株式会社 n - s p a c e 建築の業務として、建築士でなければ設計ができない建築物の設計を4件行った。これらのことは、建築士法第26条第2項第2号及び第8号に該当する。

**公安委員会****福岡県公安委員会告示第322号**

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで、運転免許の効力の停止等の処分量定基準の一部改正を行ったので、同条例第41条第5項の規定に基づき、次のように告示する。

平成25年12月10日

福岡県公安委員会

- 1 意見公募手続を実施しなかった理由

当該改正は、道路交通法施行令及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第310号）の制定に伴い、所要の規定の整理を行ったものであるが、その内容は、用語の整理であり、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として福岡県行政手続条例第37条第4項第8号の規定に該当することから、

意見公募手続を実施しなかったものである。

2 処分基準の改正の日

平成25年12月1日

3 概要等

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部交通部運転免許管理課に備え置く。

**福岡県公安委員会告示第327号**

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成25年12月10日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

(1) 講習会の日時

平成26年1月28日（火） 午前10時から午後5時までの間

(2) 講習会の場所

北九州市小倉北区大門1丁目6番19号 小倉北警察署 会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

2 講習の時間及び科目

時 間	科 目
10：00～15：30	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
15：30～16：30	講習結果に対する考査
16：30～17：00	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

(1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み

前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。

(2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。

(3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。

(4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。

(5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

**福岡県公安委員会告示第328号**

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成25年12月10日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

日 時	場 所	開催警察署
平成26年1月10日（金） 13：30～16：30	田川郡添田町大字庄1074番地の2 添田警部交番 会議室	田川警察署
平成26年1月14日（火） 13：30～16：30	大牟田市不知火町3丁目8番地 大牟田警察署 会議室	大牟田警察署
平成26年1月17日（金） 13：30～16：30	北九州市小倉南区若園5丁目1番5号 小倉南生涯学習センター 会議室	小倉南警察署
平成26年1月28日（火） 13：30～16：30	筑紫野市二日市南1丁目9番3号 筑紫野市生涯学習センター 学習室5	筑紫野警察署

2 講習の科目

(1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

(2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

#### 福岡県公安委員会告示第329号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する。

平成25年12月10日

福岡県公安委員会

#### 1 散弾銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
平成26年2月6日（木） 9：00～17：00（原則）	福岡県筑紫野市大字 袖須原223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	18名

※ 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

#### 2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
平成26年2月6日（木） 9：00～17：00（原則）	福岡県筑紫野市大字 袖須原223番地25 福岡県立総合射撃場	大口徑 ライフル射撃	15名

※ 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

#### 3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）3枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1ヶ月前までに申し込むこと。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料12,300円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- (8) 講習に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。